

各務原市産業振興懇談会設置要綱

(令和7年2月21日決裁)

各務原市産業振興懇談会開催要綱(平成21年2月23日決裁)の全部を改正する。

(設置)

第1条 各務原市産業振興ビジョンに基づく産業振興の現状及び今後の方向性について、産学官の有識者から意見を聴取するため、各務原市産業振興懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 懇談会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 各務原市産業振興ビジョン及びその関連施策の進捗状況に関する事項
- (2) 今後の各務原市の産業振興の課題及び方向性に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる9人以内の構成員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工業団体その他の団体の役員等
- (3) 市長

(会議)

第4条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長は、構成員のうちから会議の進行を行う者（以下「座長」という。）を指名する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営等)

第6条 懇談会の庶務は、産業活力部商工振興課において処理する。

- 2 産業活力部商工振興課長は、会議で聴取した意見を取りまとめ府内関係部署に伝達するとともに、産業政策の立案及び実施に活用するものとする。
- 3 会議で聴取した意見の要旨は、企業秘密、個人情報等を除き原則公開するものと

する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。